

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録

日 時：平成29年5月23日（火）15：10～17：30

場 所：山梨県立図書館2階 多目的ホール

出席者

環境影響評価等技術審議会委員

坂本会長、石井委員、工藤委員、後藤委員、小林委員、早見委員、福原委員、湯本委員

事業者

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 芦澤管理課長、佐野前建設課長、藺古田氏
土肥氏

山梨県市町村総合事務組合最終処分場対策室 中澤主事

笛吹市市民環境部環境推進課 中山課長、宮川主査

(公財)山梨県環境整備事業団境川建設事務所 宮川所長、小池課長、芦沢主任

(株)エイト日本技術開発 大谷プロジェクトマネージャー、加藤課長

(株)神鋼環境ソリューション 竹淵室長、田中次長、澤田課長

事務局

古屋大気水質保全課長、曾根補佐、石井副主幹、黒田主任

< 次第 >

1 開会

2 議事

議題1 「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び
（仮称）地域振興施設整備事業」の中間報告について

議題2 その他

3 閉会

< 資料 >

資料1 平成29年3月8日開催の山梨県環境影響評価等技術審議会における
委員からの質問等に対する事業者の回答について

別添資料1 - 、 、 、 、 、 、 、 、

事業者説明用資料

資料2 甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び
（仮称）地域振興施設整備事業に係る対応について

資料3 甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び
（仮称）地域振興施設整備事業中間報告に係る意見集約表

資料4 欠席委員からの意見について

資料5 知事意見骨子

(進行 曾根課長補佐)

本日は、皆様には御多忙のところ、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めます、大気水質保全課 環境影響評価担当 課長補佐の曾根でございます。よろしくお願いいたします。

ただ今より、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

それでは、古屋 大気水質保全課長より、ごあいさつを申し上げます。

(古屋大気水質保全課長)

森林環境部大気水質保全課長の古屋でございます。本日は、お忙しいところ、山梨県環境影響評価等技術審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の議題となりますのは、甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業に係る環境影響評価の中間報告書でございます。

当案件につきましては、3月8日に第1回目の審議会を開催して、御意見や御質問をいただいたところですが、本日は、委員の方からいただいた質問等に対しまして、事業者の方から追加の説明を受けた後、知事意見骨子について御審議いただきます。限られた時間の中での御審議になりますが、よろしくお願いいたします。

また、今年度につきましては、この後、太陽光発電事業の判定案件や方法書が提出される予定でございます。委員の皆様には、引き続きお力添いをいただくことになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。本日は、よろしくお願いいたします。

(進行 曾根課長補佐)

続きまして、審議会の開催要件の可否について報告いたします。本審議会は、山梨県環境影響評価条例により設置された審議会でございます。本日は、15名の委員のうち、8名の出席をいただいております。2分の1以上の出席が得られましたので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立することができる旨、報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。次第、その裏面が席次表になります。席次表につきましては、石井委員が本日都合により、午後4時半頃退席する予定でございますので、予備席に座っておりますので、修正をお願いします。次に、委員名簿、資料1、添付資料1 - 建築物外観カラー決定までの経緯、添付資料1 - 高効率ごみ発電施設リサイクルセンターのカラースキーム、添付資料1 - 右下にA案とあります。添付資料1 - 施設上空から撮影した写真、添付資料1 - 公害防止協定書、添付資料1 - ボーリング柱状図、添付資料1 - ボーリング柱状図、添付資料1 - 右側にビオトープ計画案とあります。添付資料1 - 多自然川づくりポイントブック、事業者説明用のパワーポイント用のブルーの資料で、真ん中に中間報告書技術審議会(第2回)、もう一つが、非公開資料と赤字で書かれてあるものです。次に、資料2、資料3意見集約表です。資料4欠席委員からの意見について、資料5知事意見骨子となります。

資料に不足がある場合には、事務局まで申し出てください。配布資料は、よろしいでしょうか。

また、後藤委員におかれましても、都合により、4時半頃に御退席の予定です。

続いて、技術審議会を速やかに進行するため、傍聴人の皆様には、次の点について御協

力をお願いします。審議中は静かにお願いします。拍手、声援、野次等を行わないでください。その他審議会の進行を妨げるような行為は行わないでください。以上、御協力をお願いいたします。

委員の皆様方及び事業者の皆様方に、お願いがあります。審議会の議事録を作成し、ホームページで公表することになっていきますので、録音をしております。録音からの書き起こし作業をスムーズにするためにも、マイクを使用して、大きな声で発言をお願い致します。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。議長は条例第47条第10項に基づき、会長が務めることになっておりますので、坂本会長、議事進行をよろしく申し上げます。

【議題1「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業」の中間報告書について】

（議長（坂本会長））

はい、それでは、案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論頂きましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。ということで御確認をお願いします。また、希少動植物保護の観点から、一部の審議については、非公開で行いますのでよろしくをお願いいたします。非公開の審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方には、本会場から退出をお願いします。以上、御協力をお願いします。

それでは、本日の議題であります、甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価の中間報告書について審議したいと思っております。2つに分かれており、前半では、前回の審議で説明が不十分な部分などを事業者から御説明いただいた後、質疑応答、意見交換を行います。後半では、事務局が取りまとめた知事意見骨子について説明し、意見交換を行います。なお、希少種動植物に係る部分がある場合については、後ほどまとめて非公開で審議を行います。

それでは、議題1に入りたいと思っております。

まず、前回の審議で説明が不十分な部分などについて、事業者から説明をお願いいたします。パワーポイントを使用して説明することになるので、よろしく申し上げます。

（事業者（エイト日本技術開発 大谷氏））

（株）エイト日本技術開発の大谷と申します。今回の環境影響評価の事後調査につきまして、現地調査、それから、中間報告書のとりまとめを受託して作業をさせていただきました。

まず、私の方から前回の御指摘、御意見に対して追加の御説明をさせていただきます。ごみ処理施設の外壁色彩の検討過程の説明でございます。前方のスクリーンとお手元の資料1 - ~ で御説明をさせていただきます。色彩についての検討過程については、まず、

外観カラーの決定にあたりまして、事業者、甲府・峡東ごみ処理施設整備事務組合、コンサルタントの山梨県建設設計協会、元請けであります神鋼環境ソリューション、建築設計者であります戸田建設の4者で協議を行いました。経緯といたしましては、スクリーンにもお示したとおり、2012年の入札時に神鋼環境ソリューションの技術提案書の一部として、建物デザインコンセプト、外観パースの御提案がありました。その後、2014年6月に外観パーツの再作成、続きまして、山梨県建築設計監理事業協同組合の意見確認を経まして、2015年4月より、カラーサンプルの比較検討による外壁色選定に着手しております。その後、2015年6月から着色立面図によりまして検討・確認を行いまして、2015年7月にA4版と1m×1mのカラーサンプルによりまして、外壁色を最終決定いたしました。また、この検討にあたりましては、適宜、山梨県建築設計監理事業協同組合、地元対策委員会等の意見を確認しております。

続きまして、外観壁色の検討にあたりまして留意した事項でございます。外観色の検討にあたりましては、環境影響評価補正評価書の記載事項及び入札時の事業者である甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合が定めました入札時の要求水準書の記載事項に留意しております。具体的には、環境影響評価補正評価書記載の色彩の明度及び彩度については、甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業及び運営事業に対する入札参加者に提案を求める際の要求水準書に示された明度(5~8)及び彩度(5以下)としました。検討の結果、ベージュ系については、上記の設定範囲における色彩で、青系、緑系については、明度、彩度が低い方が周辺里山景観との調和が図られるものと考えられる。以上が補正評価書の記載事項です。また、要求水準書の記載事項としまして、として、里山景観をできるだけ損なわれないよう、自然との調和をテーマとする。としまして、本件施設の色彩は、明度を上げ(5~8)、彩度を落とす(5以下)ものとし、反射率も低く押さえるということです。

として、色彩については、アースカラーを基調とする。といたしまして、植栽、高木を北側に充実させることで、建物の景観に配慮する。以上を踏まえまして、添付資料1-の立面図のA案、B案、スクリーンでは、色が見づらいと思いますので、お手元の添付資料1-を御確認いただければと思います。

申し訳ありませんが、ここで1点訂正事項がございまして、添付資料1-の最終決定色の表と添付資料1-の着色立面図B案の外壁色の表の対応が逆になっております。最終的に正しいものが、添付資料1-のB案の標準色、マンセル値等の数値が正しいものでございます。お詫びして訂正いたします。以上が外観の色彩の検討過程についての追加の説明になります。

続きまして、鳥の視点等からの屋根類の色彩についてでございます。色彩計画にあたりましては、主に人間眺望に対して検討を行っており、鳥類等への配慮した具体的な資料はございませんでした。御指摘いただいた屋根に設置している設備は、添付資料1-にお示ししているように、いずれも、一般的に採用されている標準色を使用しております。具体的には、採光用の天窗、トップライトには、乳白色、換気設備、ルーフファンについては、シルバーをしております。なお、施設の建設後、平成28年度及び今年度の平成29年度にオオタカの行動圏調査を実施しているところでございますが、その結果によりまして、ごみ処理施設上空をオオタカの飛翔を確認しておりまして、施設を極端に避ける等の行動は見られませんでした。

続きまして、ごみ処理施設の処理方式の選定についてです。ガス化溶融炉と焼却炉 + 灰溶融炉と環境負荷の違いについての追加説明でございます。ガス化溶融炉はごみが持つエネルギーにより灰を溶融するのに対し、焼却炉 + 灰溶融炉は電気や化石燃料等の外部エネルギーが必要となります。そのため、ガス化溶融炉は焼却炉 + 灰溶融炉に比べ、CO2 排出量が少なく、環境負荷の低減が可能となる、というふうに考えています。

続きまして、ごみ処理施設公害防止協定について、添付資料 1 - 及びスクリーンの方で説明させていただきます。地元と締結した公害防止協定については、スクリーンにお示ししているように、まず、排ガス濃度、騒音・振動、臭気の基準を第 3 条、その他の測定頻度等については、第 4 条に示すとおりでございます。まず、第 3 条の排ガス濃度でございますが、法規制値より厳しい規制値にすることを基本とし、この検討課程にあたりまして、以前の甲府市のごみ処理施設の排ガス濃度より、同等以下にすること、それと、経済性の両方の観点から検討しています。検討の結果、スクリーンにお示ししているとおり、それぞれの項目、法規制値の同等、以下というふうになっています。こちらについては、環境影響評価の評価書に記載している数値と水銀以外は同じで、その後、水銀は追加しています。

続きまして、騒音・振動、臭気でございます。敷地境界におきまして、スクリーンにお示ししております値を設定しております。厳密には、施設が立地する地域は騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の規制地域にはあたりませんが、近接地域に規制に係る地域があるため、その規制値を適用しております。特に騒音に対しましては、朝夕 50dB 以下、夜間 45dB 以下と比較的厳しい値になっているということでございます。これが敷地境界での値でございます。そこから、近接民家までの距離があることから、近接民家への騒音影響は、かなり小さいものと考えております。

続きまして、測定の頻度でございます。測定の頻度は第 4 条に示してありまして、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物につきましては、毎月、一酸化炭素、ダイオキシン類については、年 4 回、水銀についても毎月実施するというもので、地元と協定を結んでおります。

続きまして、騒音・振動、臭気の測定でございますが、それぞれ、敷地境界の 4 箇所におきまして、年 2 回の測定をする協定を締結しております。なお、施設稼働後の環境影響評価の事後調査といたしまして、近接民家付近で騒音・振動の測定を行いまして、環境影響評価手続の完了報告書で報告をする予定となっております。

(事業者(環境整備事業団 小池課長))

続きまして、ボーリング柱状図について説明させていただきます。添付資料の 1 - 、1 - を御覧いただきたいと思っております。前回の技術審議会で御指摘のありました孔口標高の表記が誤っておりましたので、赤字で訂正をさせていただきました。

続きまして、蟹沢川の設計の過程について説明させていただきます。前回の技術審議会では、御意見、アドバイスをいただきまして、その日に十分な説明と回答ができませんでしたので、本日、この場で説明させていただきたいと思っております。蟹沢川の付け替えにつきましては、治水上の河川管理を念頭に置いたうえで多自然を考慮した設計となっております。ただし、蟹沢川は河川管理者山梨県知事が管理する一級河川でございますので、

事業者であります市町村総合事務組合には付け替え河川の構造等を決定する権限がございません。そのため、蟹沢川付け替えにあたりましては、河川管理者と協議を何度か重ね、河床の護岸基礎の地質状況でありますとか、河床の勾配でありますとか、このような状況から流水を安全に確実に流下させるための構造として、練り積みの三面張りを採用するに至っております。掃流力が河床の抵抗力を上回るということで、河床の洗掘とか、構造物の損傷を防止するために、三面張りにせざるを得なかったということでございます。また、河川管理者との協議の中で、治水及び環境上の観点から、できる限り、直線的に、かつ、最小断面で付け替えるようにという指導がございました。事業者としましても、多自然の観点から、河川断面については、より、緩い法勾配とするという考え方も提示いたしましたが、それによって、新しく付け替えた蟹沢川の左岸に位置する、現在オオタカが生息している山林の地山（じやま）を改変する面積が広がってしまうということで、逆にそれが環境上得策ではないとの観点も河川管理者からも示されました。こうしたことから、現在の河川の法線、断面形状とし、河川管理者との協議の結果、付け替えの許可が下りたということでございます。実際の詳細設計ですとか工事につきましては、県土整備部峡東建設事務所で実施されております。河川管理者におきましても、河川行政として、治水だけではなくて、環境あるいは多自然という観点も考慮しておりまして、この蟹沢川につきましても、多自然河川を考慮する中で、私どもの最終処分場の開発とそれに伴う河川の付け替え、環境への負荷というもののバランスを総合的に勘案し、現在、建設された河川の形状になったものであります。このような考え方の中で多自然という観点で見ますと、自然石を使用した練り積み護岸とか、法勾配を緩く変化をつけるとか、河床には石を埋め込んだり、掘り込みを設けたり、水抜き口を設けて地下水や斜面からの湧水が川のほうに流れ出るとか、こうしたことにより、草木、コケ等が繁殖しまして水生生物の生息、又は、移動が期待できると考えております。

私ども事業者としましても、国土交通省の多自然川づくりポイントブック にもありますような理想的な多自然河川に近づけるために、前回、技術審議会で説明いたしました2箇所バイオトープを設置することとしております。お手元の資料とともに前のスクリーンを御覧いただけたらと思っておりますが、お手元の資料では、右下11、12と書かれているスライドに、バイオトープの計画の位置及び写真を添付しております。これらは改変前に確認された水生生物などの生息環境の代償措置としておりますもので、左下の写真が堰堤上流部、右上の写真が下流側のバイオトープの予定箇所でございます。この2箇所にバイオトープを設置することによりまして、(水生)生物の生息環境の回復、充実を図っていく予定であります。下流部につきましては、資料スライド13を御覧いただきたいと思っておりますが、下流側バイオトープイメージ図に示しましたように、池と小川によって、止水環境、流水環境の両方の環境を創出しまして、多様な生物の生息を配慮する計画としております。上流部につきましては、スライドの14ですが、上流側バイオトープイメージ図に示しますように、堰堤上流部には水田跡地がございますが、このような状況を活かしながら、湿地環境及び既存の樹木との連続性を持たせた林縁環境を創出することによりまして、水生生物の生息環境及びそれを餌とする鳥類の採餌環境を創出する計画としております。今年度12月には着手し、3月には完成するという予定で整備していきたいと考えております。また、最終処分場の維持管理と合わせまして、バイオトープにつきましても、維持管理していきたい

と考えております。繰り返しになりますが、この2箇所のビオトープによりまして、水生生物の生息環境の回復・充実を図っていきたくと考えております。

前回の技術審議会で説明できなかった、トンボを前提に設計しているのかということでございますが、ヤマアカガエルとホタルの専門家には意見をいただいておりますが、トンボの専門家には意見をいただいております。ただし、補正評価書の「保全対策の検討」に『トンボ類、ホタル類、カエル類の樹林地と水辺との連続性の分断に対する対策を検討する』と記載しておりますが、ヤマアカガエル及びホタルの専門家の御意見をいただいたうえで、先程説明いたしましたビオトープですとか、多自然を考慮した計画としておりますので、生息環境の回復、動物の移動経路を阻害しない樹林地と水辺環境の連続的な生態環境の確保はできるものと考えておりまして、この考え方や設計がトンボ類におきましても同様に生息環境を回復できるものと考えております。なお、現況調査時におきまして確認されましたオジロサナエにつきましては、蟹沢川の改修工事により、直接、改変を受けることとなりますので、工事着手前に対象河川よりも北側にあり、同生物種の生息が確認されている間門川の方に移植を実施しております。以上でございます。

(議長(坂本会長))

はい、どうもありがとうございました。それでは、この部分につきまして、御意見や御質問があったらお願いします。稀少動植物については、また後にします。まず、この部分についてお願いします。

(石井委員)

まだ知事意見に対する意見ではないのですが、今回の説明のなかだけで言わせてもらうと、景観のカラー決定のところと比較検討されたというように言われているのですが、結局、現地で恐らく大きな判で示されたのは、1色だけですね。これ。確認ですけど、説明を読むと、カラーサンプルで大きなのを作ったのはB案のみなので、現地で色の比較はやっていないということですね。

(事業者(神鋼環境ソリューション 澤田課長))

大判のものについては、最終案で2案、A案、B案、その2つの案については、大判を作って検討しました。

(石井委員)

現地ですか。

(事業者(神鋼環境ソリューション 澤田課長))

現場のほうに、現地事務所がありまして、そちらのほうで建物のある方向に掛けながら、色彩とかを確認させていただいております。

(議長(坂本会長))

それは、建物はいいですね。色だけですか。

(事業者(神鋼環境ソリューション 澤田課長))
ないです。

(石井委員)
その様子の写真とかの記録はないのですかと、前回お願いしたのですけども。ないですか。普通は撮りますよね。やっていたら。

(事業者(神鋼環境ソリューション 澤田課長))
すみません。それは確認をして、あれば御提示させていただきます。

(議長(坂本会長))
少なくとも2つの案について、現場で大きな版で比較したわけですね。

(石井委員)
そうすると、説明にある添付資料1 - でいうと、どれとどれを比較したものなのか。

(事業者(神鋼環境ソリューション 澤田課長))
添付資料1 - の2の着色立面図、ここのA案、B案、ここの外壁の、それからそれぞれありますので、それぞれ2つ、4つの大判について比較したということになります。

(石井委員)
そうすると、3のマルが3あるという表が間違っているのですか。

(議長(坂本会長))
さっき間違いの指摘があったので。もう1回確認をしてください。

(事業者(神鋼環境ソリューション 澤田課長))
すみません。それも確認してまた報告しますが。私の記憶では大判のことを、A案、B案ということで、御提示させていただいているということで、資料のほう間違いということになります。

(石井委員)
それでも、せいぜい2色だった。その考え方でいくと、これが一番だろうというのがあったときに、それに対して、濃いのか、薄いのかを比較して、それが比較ですね。最終の確認をしたという話なので、比較検討したと言われちゃうと、ちょっと弱いかなという感じがするのと、もうひとつ、添付資料1 - の留意した事項の2)の のどういう論理展開で明度を上げるというふうになったのですか。

(議長(坂本会長))

石井委員の指摘は、主に明るすぎるのではないかということですか。

(石井委員)

そうですね。1) のところで、緑系、青系についてはという、限定的な書き方をしていますけど、明度、彩度が低い方が周辺里山景観との調和が図られるものと考えられるとして、なんで、明度をあげるのですか。そこがよくわかりません。

(事業者(甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 佐野前課長))

2) 要求水準書記載内容ということで、事業者が決まる前に、要求された内容を記載させていただいているということ。

(石井委員)

要求水準はどなたが書かれたのですか。

(事業者(甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 佐野前課長))

組合がアドバイザーを委託した業者と共につくりあげ、要求水準書という形にして事業者選定に、事業者選定をするための要求水準書ということで、これに基づいて契約いただいたというかたちになります。

(石井委員)

そうすると、受けた業者さんのときは、要求水準書をつくられたときに、環境影響評価で要求されたようなことを十分検討したかどうかということは、どんなふうになっているのでしょうか。

(事業者(甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 佐野前課長))

1) になります環境アセスの記載内容の要求水準書に示された明度5から8、彩度5以下という部分をそのまま要求水準書に記載したと思っております。

(石井委員)

ということは、十分な検討をしたかどうかは、よくわからないということで、よいですか。

(事業者(甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 佐野前課長))

それについては、担当も変わっているものですから、当時の担当者に確認をさせていただきたいと思いますので、回答は後日というかたちにさせていただきたいと思います。

(石井委員)

今の説明に対しては以上です。

(議長(坂本会長))

他に、御意見、御質問はどうでしょうか。どうぞ。

(福原委員)

先ほどの御説明のなかで、水路の取り付け、付け替えのところの法面の形状勾配、三面コンクリート張り、山側からの水のことを言っておりましたですね。以前に現地視察をした時、水路に近づくことが出来ず、遠くからでしたけれどもカメラの望遠レンズを使い画像で見る限りにおいて、あまりにもコンクリートの部分が多く、自然石みたいなものをはめこんでいるように見えても、そういうようなところに本当にいろいろな水生生物が住み、藻だとか苔みたいなものがつくのだろうかと思いました。これくらいの幅と断面、あのような法面の場合、平均流量がどれくらいかわかりませんが場合によっては、昨今は気象条件がずいぶん変わってきているために、雨量が急激に増えたりします。そうすると、この場所の流量が増加することが想定されます。水路の断面積が小さいということは、流量の増加により水面が普段よりも上昇し、流速も速くなります。結局は水生生物や活着していたものが、全部流されてしまうようなことになって、建設初期のような状況になる可能性があるのではないかとということが考えられます。そういうことについての信頼性はどのくらい確保されているのでしょうか。もう少し、近自然護岸的な雰囲気だとか、あるいは、淀みだとか、流速の変化だとか、うまくバランスをとっていてもいいのではないかと気がしておりますが、御見解はいかがでございましょうか。

(議長(坂本会長))

河川管理者との協議ということで決められたと思うのですが、その辺も含めて、いかがだったかという御説明をいただけるでしょうか。

(事業者(環境整備事業団 小池課長))

質問をいただいた件について回答させていただきます。この河川が増水した場合、堆積した土砂が下流に流されていくということが予想されます。しかし、すべてが根こそぎ流されるわけではなく、残る部分もありますでしょうし、また、同時に河川が増水した場合には、上流から土砂が供給されてまいりますので、新たな土砂が堆積しまして、水生生物が生育しはじめることも考えられます。一般的な河川と同じようにそういう繰り返しが起こるといったことが予想されます。

また、断面積につきましては10年確率という確率降雨強度を採用しまして断面を決めております。これも河川管理者からの指導ということでございました。この確率年が増えますと、それに併せて断面が大きくなるということではございますが、この河川については、10年確率ということで計画しております。

(議長(坂本会長))

はい、どうぞ。

(福原委員)

おっしゃっていることは、過去の例から見れば10年確率で、いいかもしれません。これは、あくまで仮定ですが、御存知のように、日本の気象条件が変わってきている中で、そのデータをそのまま使えば問題ないのだというふうにしていいのかということに大変疑問をもっているわけです。例えば降雨量が大のとき水路周辺から土砂等が水路に流れ込み、それが下流のほうに流れます。そういう考え方でよろしいのでしょうか。もっと言うならば、山のほうからなるべくそういう土砂だとか、そういうものが流れ込まないような工夫も含めて、トータル的な景観、地形のデザインというのが、本来、そこに新しい技術を踏み込みながらやっていくべきではないのだろうかと思うのです。そのへんいかがでしょうか。

(議長 (坂本会長))

私からの言葉を追加しますが、たぶん河川管理者のほうの指導みたいなものか、河川管理者のほうの指導というのは国土交通省のマニュアルなんかに沿ったようなものであったかと思いますが、その中で何か事業者として工夫するような余地はなかったか、あるいは土砂生産量等によって検討するような余地はなかったのか、そうはいかなかったのか、そういう聞き方で大丈夫ですか。わかりますか。

(事業者 (環境整備事業団 小池課長))

事業者としましては、できるだけ多自然を取り入れた中で、できるだけ安全に河川に流すということは当然考えておりましたけれども、河川管理者の立場から推考しますと、この付替え部分の河川だけではなくて、下流の状況でありますとか、保全対象でありますとか、こうしたことから、この河川には、10年確率を採用したのではないかと思われまます。10年確率だからといいまして、昨今、起こっております集中豪雨によりまして、溢れるということが回避できるかということにつきましては、予測できない状況であります。今はハードだけでは対応できない時代になってきているというようなことでもあり、ハードのグレードを想定最大級に高くするということは、国土交通省、山梨県の河川管理者におかれまして、できない状況の中であるのかと思われまます。こうした中、今のルールとしては、この河川は10年確率となっており、それに従って、設計をしまして、付け替え工事をしたということがございます。そのために、今後はビオトープによりその生物環境を復元したいというのが私ども事業者側としての考えであります。

(議長 (坂本会長))

河川管理者が主な設計をしたということではないかと思ひます。その中で、少し工夫のしようがあったのか、なかったのでしょうか。いろんな面、側面の様子なり、そのへんどうでしょうか。

(事業者 (環境整備事業団 小池課長))

この河川は勾配が約30分の1の急流河川でございます。もともと急流河川でございますので、どうしても、そういった状況では、河川の改修をした場合には、やはり安全第一

ということが大前提になりますので、そうしますと、三面張りはもうやむを得ないということになります。その中で、できるだけ、どういう工夫ができるかということで、協議して参ったわけですが、石を敷いたり、いろいろな構造物（凹凸）によりましては、粗度係数が上がり、断面が大きくなるということもございますので、石の置き方につきましては、若干の工夫の仕方もあろうかと思えますけど、（断面を広げない範囲で）石を置いたり、淀みを入れるとか、そういった工夫を、私ども事業者の考えとして取り入れたものとなっております。

ビオトープの他にも、カエル池を河川区域と少し離れたところに、事業者側の水路がございしますが、カエル池を設置して、そこで両生類の産卵場所を確保するとか、そういったことも、設計の中で対応しているところですので、今後は、このようなことを実施していきたいと考えているところでございます。

（福原委員）

何か非常に割り切った表現をすると、付け替えたこれは、止むを得ないもので、うまくいかない可能性が高いので、ビオトープでそれを補えばいいじゃないかというように聞こえるのですが、そうであっていいのでしょうか。

（議長（坂本会長））

河川管理者、どちらかというところ、防災の考えているその要求は、さまざまで、工夫の余地がなかったという割り切りだったのではないかと、私はいいかと思います。

（福原委員）

さっきオーバーフローするとか、オーバーフローするというのは論外の話であって、どうやってうまく流すかというふうに話が飛んでいるような気がしたものですから、ちょっときつク質問したわけです。

（議長（坂本会長））

石井委員。

（石井委員）

この話は後の非公開の話でやるかなと思ったので、さっき黙っていたのですが、例えば、バイパスするという考え方もあると思うのです。洪水用の水路と、生態系用の水路を別にするというのもあると思うのです。そういう検討はされたのか。すべてにおいて、説明をお聞きしていると、こういう条件がありましたので、これは条件を満たさないといけなから、できませんと言うけど、環境の側に立って考えていただいて、この環境を何とかしないと、という思いで取り組んでいただくと違う解がでてくるのではないかと、全てのところで感じました。今のその水路の御説明もそれはそうなのだろうけど、他に手はないのですかということだと思えます。

（議長（坂本会長））

はい。何かコメントございましたら。はい。

(福原委員)

コメントではないのですが、石井委員の御指摘と同じことなのですが、私は今から相前に設計をしたあるワールドカップの会場を設計したのですが、その時には、降雨量大の場合、河川の許容量を越した水を何とかしようと苦労して、競技場の下をすべて遊水池にしながら、それをうまくコントロールしていこうじゃないかということを考えました。今から四分の一世紀以上前に考え実施されております。しかしながらそのときと同様のことが検討されなければならないにもかかわらず生かされていない。ましてや自然環境のなかで、なんか違和感があるということです。

(議長(坂本会長))

はい。この事業だけの問題でなく、全体の問題かもしれませんが、この事業についても、少し工夫のしようがあったのかもしれないという御意見だったということ、今さら付け加えることはできませんが、胆に銘じて、ビオトープでそれを代償としてできるということでしたら、さらにしっかりとさせていただきたいということで、この件はまとめさせていただきたい。他に。はい。

(湯本委員)

ビオトープのなかで、カエル、両生類の話がありましたけど、ビオトープのなかというのは、ある種に対して池をつくったとしても、そのある種だけが利用するわけではなくて、全体、トータルで考えて、水の面があり、植物の面があり、はじめて、そこで成り立つことであって、これはカエル池だからカエルなんていうふうな考え方、これはトンボだからトンボ池、そういうふうな考え方でなくて、全体を見たビオトープというものを考えていただきたいなというふうに思います。

(議長(坂本会長))

それは意見ですか。

(湯本委員)

できるものならば。

(議長(坂本会長))

はい、配慮していただきたいという意見ということで。はい。

(工藤委員)

今回、この事業は、多自然型で河川を付け替えるということで、認められていると思うのですが、事業者が対処に悩んだときに、この審議会、あるいは県に対して相談するような機会は、設けられなかったのかということがあります。何故かということ、つくってしまってからではもう遅いからです。洪水対策と生物に対するケアという面で、事業者

は悩まれたと思いますが、自己判断で施工してしまうのではなく、やはり、率直に聞いていただくような機会が環境影響評価の制度面でも設けられるとよいと思います。審議の末にゴーサインを出したものが無駄になってしまう、そういったこともあると思います。あと、さっき石井委員がおっしゃった景観上の問題にしても、やはり、やってしまってからでは取り返しがつかないというか、やり直しが非常に難しいことになってしまうので、何かしら途中で相談して検討するような機会が設けられないかと思いました。

(議長(坂本会長))

何かコメントございますか。あるいは事務局からでもいいです。

(事務局(古屋課長))

事務局としましても、そのような相談があれば、事業者のほうで、うちのほうに相談していただければ、何らかのかたちで、また先生方にいろいろ御意見を伺うようなことは、やっていきたいというように考えています。ただ、具体的に、制度として、全面に打ち出しているものではないのですけれども、そういうことがあれば、対応はしていきたいと考えております。

(石井委員)

少なくとも、景観については、県の景観アドバイザー制度があるので、それを使えばいいだけの話です。

(議長(坂本会長))

森林環境部のアセスの部として、何か、そういうアドバイスを、言われたからするのではなくて、積極的にするような方向にしたほうが、かえって、最終的に、落ち着きがしっかりするのではないかということかな。

(事業者(エイト日本技術開発 大谷氏))

すみません。1点、調査をさせていただいている立場から補足をさせていただきます。今回、私、特に自然環境系については、まだ施工中、施工直後という状況ということをお伝えさせていただきたいというところがございます。特に、先ほど先生のほうから洪水が出たら、たまった砂が流れてしまうのではないかとといったような状況は、今後どうなるかはちょっとまだわからないところがございます。今後、まだ事後調査が続いてまいりまして、平成35年度を予定しておりますけれども、工事完了後、事後調査を行いまして、植生ですとか、ビオトープなんかの機能が発揮できているというであろう、工事完了後、5年後を目途に、事後調査をする予定となっております。そのときまでに、定期的なモニタリングを続けてまいりますので、そのなかで、あらためて事業者としての評価をしていきたいというところがございます。

1点だけ補足で説明させていただきます。スライドのほうなのですが、これが、少し色が暗いかもしれないのですが、蟹沢川の石を敷いたり、湾曲している部分なのですが、昨年夏に撮った写真です。若干ではありますけれども、砂が溜まって草

が生えているといったようなことが確認できております。

これは、先生の言われたとおり、大きな豪雨があって流れるということは、当然リスクとしてはございます。ただ、それも自然的な条件によるのですが、今後こういったところを定期的にモニタリングをして、どのように遷移していくのかということを経営者として確認をして、また新たに評価をする必要があるだろうから、この点については改めて問うということ、最終的な完了報告書の手続のなかで御説明できる機会があるかなというふうに考えているところであります。

(議長(坂本会長))

今、確認して評価するという話で、聞こえたのですが、先の話では、まだ施工中だからみたいな、詳細設計を修正、設計書を修正もあるように聞こえたのですが。

(事業者(エイト日本技術開発 大谷氏))

そういうことではなくて、現在、蟹沢川については整備完了しております。最終処分場、ビオトープを含めた最終処分場については施工中というところでして、最終処分場は平成30年度の完了予定、施工完了予定となっております。その最終段階でビオトープの整備というものが行われているというなかで、まだ、今後整備を進めていくという状況であるという過程であるという状況を、まず1点御説明させていただきたかったというところでございます。

(議長(坂本会長))

わかりました。確認して評価していくと言われると、「だめだったね、終わり」みたいにも聞こえたので、確認した時点で、改正する余地もあるからそれも考えるというふうにお答えいただくといいのかなと。

(事業者(エイト日本技術開発 大谷氏))

まずは、モニタリングを続けさせていただくというところでございます。

(議長(坂本会長))

そういう確認、評価するという言い方をされますと。

(福原委員)

私が前回聞き落としたのかわかりませんが、この付け替えの部分とか、ビオトープの部分というのは、環境教育的なフィールドとして、現在も将来も、あるいは、現在は考えていないが、将来は考えていくなど柔軟な考え方はあるのでしょうか。つまり、人と自然が共生していくというときに、環境教育、言葉は環境教育を使わなくてもいいですけど、そういうフィールドとして、考えていくとすれば、まさに付け替えをしたようなところは、人が歩くためには、安全面をどう考えていくか、川の中と言いますか、付け替えたところに、喜んで子供たちが入れるようなところをつくる、いろいろ方法はある、そういう部分があるのか、どうなのか、また、考えが変わってくるが、いかがでしょうか。

(議長(坂本会長))

ビオトープというものは、ある意味、人による利用みたいなものを仮定している言葉ですけど、作ったらそこで終わりなのではないでしょうか。先程、管理という事が出てきたので、そのへんの考え方、こうつくったビオトープを先生もおっしゃるように環境教育的なものに使いたいので、そのように管理をしていくのか、つくったビオトープを今の形でそのままずっと続くようにしていくのか。そのへんも含めて、どういうお考えか。できたら、お考えがあれば教えてください。

(事業者(環境整備事業団 小池課長))

現在のところ、付け替え河川につきましては、子供たちが親水できるような河川としての位置づけはございません。急勾配な河川でございますので、安全に水を流すというふうを考えております。階段をつけるとか、人が入れるような河川ではございません。ビオトープにつきましても、付け替え河川で失われた生息環境を回復する方策としまして、ビオトープを設置するという事で考えておりますが、今のところそれを一般の方に公開したりとか、教育に使ったりすることは考えていないような状況でございます。

(議長(坂本会長))

そういう話だそうです。他に、この部分につきまして、御意見は。後藤委員。

(後藤委員)

資料1の裏側に「蟹沢川の設計はどのように設計されているのか。」「現地の詳細な地質調査の結果」「地質があまり良くなかった為」とありますけれども、具体的にどういう地質で、どういう湧水状態だったのか、教えていただけないでしょうか。また、中間報告書のどこに書いてあるのか教えてください。

(事業者(環境整備事業団 小池課長))

河川の付け替え部の地質が、例えば岩盤であったならば、恐らく三面張りの必要性はなかったと思われます。ボーリング調査等の結果で湧水が出ているとか、地下水位が高かったりとか、もろい地質であるということがわかっておりまして、まず、付け替え河川自体は、盛土部でなくて、地山に必ず設置しなければならない指導がありまして、それから地山であっても地盤がもろいため、計算上でも三面張りということで、そういったことが、資料の方で説明不足だったかもしれません。

(後藤委員)

その詳細な調査結果はどこに公開されているのでしょうか。露頭の断面図とか、ボーリング結果とおっしゃいましたが、表層地質の地山、湧水状況というのは、どこの資料に記載があるのでしょうか。

(議長(坂本会長))

河川管理者との、そういう話のときに、資料があったのではないのでしょうか。

(事業者(環境整備事業団 小池課長))

蟹沢川だけではございませんが、最終処分場全体の地質状況の結果を補正評価書の6.336に示しております。

(議長(坂本会長))

補正評価書のほうですね。今、手元には中間報告書しかないです。

(事業者(環境整備事業団 小池課長))

申し訳ありません。

(議長(坂本会長))

そこに書いてあるのですね。補正評価書はありますか。

(事業者(環境整備事業団 小池課長))

補正評価書の6.336です。

(議長(坂本会長))

後藤先生に見ていただいている間に、他に、いかがでしょうか。

(工藤委員)

ガス化溶融炉の選定条件について、CO₂の排出量が少ないというこの一点で、選択されたという解釈でよろしいでしょうか。

(事業者(甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 土肥氏))

ごみ処理組合の土肥と申します。中間処理施設につきましては、設計建設から20年間の運営期間を、DBO方式で実施している。平成23年度から24年度にかけて、本施設の整備及び運営事業の実施方針、特定事業選定の公表等入札公告などを行いました。総合評価方式による一般競争入札で事業者を決定してきたのですが、炉の形式につきましては、前回の審議会のときに御説明させていただきましたとおり、当組合としましては、焼却炉+灰溶融炉またはガス化溶融炉どちらでもかまわないということを前提に実施方針を示しました。たまたま今回の入札に参加していただいた業者さんは2社ですが、2社ともがガス化溶融炉だったということで、当組合につきましては焼却炉+灰溶融炉を選ぶ余地は正直ありませんでした。

(議長(坂本会長))

よろしいでしょうか。では、後藤委員。

(後藤委員)

補正評価書、平成24年6月で、示していただいたページは、圧密沈下の予測状況のところに、1本ボーリング柱状図が掲載されています。1本のボーリングデータで、水位の測定で、水位が2m、4m変動するという表現があります。各土層の土質に関する記事があります。このことは、資料1の詳細な地質調査の結果、地質がよくない、そして、さらに法面からの湧水対策を考慮したという、そういう調査が読みとれないですけども、1本のボーリングデータで、このような回答をされておられるのでしょうか。詳細な地質調査というのは、露頭調査、ボーリングデータをつなげて表層地盤の特徴を示す地質調査だと思います。恐らくまだ他に資料があるかと思います。

(事業者(環境整備事業団 小池課長))

補正評価書につきましては、代表的な地質調査結果を示したもので、河川に特化したものではなく、最終処分場、ごみ処理施設等を含めた全体的なボーリング位置を示してございます。河川の付け替えにあたりましては、詳細設計の時点でボーリング調査を実施しておりまして、その結果は補正評価書には示してございませんけれども、この一本のボーリングデータだけでこのような回答をしたものではございません。手元にございませんで、お示しすることができなくて申し訳ありませんが、付け替えは普通の河川工事ではございませんので、ボーリング調査は詳細に、複数箇所のボーリング調査の結果をもとに、計画を立ててございますので、また別のときにお示ししたいと思います。

(議長(坂本会長))

それについては、またデータをもらうということで。

(後藤委員)

お願いします。

(議長(坂本会長))

希少種の部分がございますので、移りたいと思います。冒頭でお話しました、この部分、希少動植物については非公開で行いますので、報道関係者及び傍聴人の皆さんはいらっしゃいましたら、一旦退出をお願いしたいと思います。申し訳ありません。よろしくお願いします。では、時間もございませんので、説明を進めたいと思います。希少動植物に関する説明ということで、まず事業者から御説明をお願いします。

【議題1 「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業」の中間報告について 希少動植物に係る審議 非公開】

(議長(坂本会長))

事業者側の説明、委員からの御質問が終わりましたので、これから、審議に入りたいと思います。審議ですので、委員だけで行われるのが基本なので、事業者は傍聴という形でそのまま席についていてもかまいません。ただ、委員の審議ですので、こちらから指示等があるまで、御発言はお控えください。

それでは、事務局からの説明をお願いします。

(事務局(石井副主幹))

はい、それでは、事務局から御説明いたします。資料2を御覧ください。資料2でございますが、これまでの経緯とこれからの手続のスケジュールを御説明いたします。当中間報告書につきましては、今年の1月27日に提出がありました。1月30日～2月28日にかけて、事業者が公告・縦覧を実施しております。1月30日～3月15日の間で事業者が住民等からの意見を受け付けました。3月8日は山梨県環境影響評価等技術審議会の1回目を開催いたしました。3月23日には住民意見の概要書とその見解書について県に事業者から送付がありました。3月28日～4月27日にかけて、関係市長である甲府市と笛吹市に県から意見照会を行っております。本日5月23日が第2回目の技術審議会で、6月20日までに知事意見を事業者に通知したいと考えております。

次に意見ですが、住民からの意見、事業者が住民から受け付けた意見ですが、特に意見はございませんでした。関係市である甲府市、笛吹市からは意見無しという回答でした。審議委員、庁内からの意見ですが、これらについては、資料3にありますので、御覧ください。資料3の意見集約表ですが、当内容については、既に各委員にはメールでお知らせしてありますが、追加の意見としまして、5ページにありますNo.33ですが、1点だけ、庁内の景観づくり推進室というところからありました。内容的には景観の内容でございますが、検討経緯について記載すべきであると、笛吹市景観計画により、Y R彩度4以下、Y系彩度3以下にした旨を記載すべきというような意見がありました。当意見については、知事意見の検討にあたっての参考とさせていただきます。

資料2に戻っていただきまして、最後の今後のスケジュールでございますが、本日の審議会において知事意見骨子を、後ほど、御説明いたしますが、御議論していただき、この議論した内容をもとに事務局で知事意見案を作成し、庁内の調整会議に図っていきたいと考えております。そこで承認が得られますと、知事意見決定ということで、6月20日までに事業者に対して通知したいと思っております。

続きまして、資料4を御覧ください。当資料につきましては、3月8日に実施しました現地調査を欠席されました委員を対象に5月12日に再調査を実施いたしました。佐藤委員1名が出席されましたが、後日、佐藤委員から鳥類の視点から御意見をいただきました。3点ほど御指摘がございまして、1点目がオオタカとミゾゴイの状況、2点目が付け替えた蟹沢川についての評価、3点目がビオトープの整理についてということで、意見をいただいております。時間の都合上、要点を御紹介いたしますが、まず1点目のオオタカとミゾゴイの状況ですが、隣接する西側の山でオオタカが営巣していたこと、また、この地域一帯では、ミゾゴイが連続的に生息していることが推測されます。調査中には処分場上空にノスリ、ハチクマが出現し、こうしたことから、本地域がこれら里山森林の生態系上位種の餌となる小型小動物・爬虫類・両生類が多く生息していることが推測できます。今回の処分場の環境保全を考えると、こうした環境を広範囲に捕らえ評価することが重要だということが1点目に述べられています。2点目は蟹沢川の状況ですが、事業者は多自然型護岸と表記していますが、明らかに間違いであるとのこと。大変困難なことかもしれませんが、改良すべきだと思えます。河床が緩傾斜のところでは、河床のコンクリー

トに30～50センチの石を敷き詰め、砂・泥と溜め、水辺の植物が再生するようにしたほうが良いとしています。さらに、両岸に落葉樹林を植栽し、川面を覆うようになるように配置ということをおっしゃっています。裏面にいきまして、3点目はビオトープについてですが、このビオトープが蟹沢川への生き物の拠点（供給源）となるようなイメージが大事で、猛禽類やミゾゴイの狩り場となるようなイメージも必要としております。ビオトープと蟹沢川を生き物が行き来できるような構造が必要で、完成後のイメージを固め、それが実行できる人に施工・管理を任せることがポイントだとしております。

このように、これまでの意見を踏まえまして、知事意見骨子としてまとめたのが、資料5でございます。

資料5を御覧ください。

資料5は知事意見骨子でございます。構成ですが、1ページ目にあります全般事項と、2ページ目にあります個別事項に分けさせていただきました。当資料は表になっていますが、右側の趣旨につきましては内容の説明用で、実際は通知文には記載いたしません。

まず、1の全般事項の(1)環境保全措置等の決定経緯について、でございます。本中間報告書においては、補正後の評価書で複数の案で示されていた事項についての決定経緯が明確に記載されていない事項があるため、環境保全の見地から決定に至った経緯をわかりやすく丁寧に記載した報告書を、別途、県に提出し、ホームページ等でも公表すること。また、今後、実施する環境保全措置等についての決定経緯等については、完了報告書にわかりやすく丁寧に記載すること。この趣旨といたしましては、先程も御議論いただきましたごみ処理施設の外壁の色彩やガス化溶融炉等を採用した詳細な検討経緯の記載がなく、また、今後設置するとしているビオトープ等についても検討経緯等の透明性が求められるという趣旨で記載させていただきました。

(2)でございます。著しい環境影響が生じた場合等への対応について。施設の稼働、または工事の進行に伴い、著しい環境影響が生じた場合、またはおそれがある場合は、関係機関に周知等するとともに、原因を十分把握した上で、追加の環境保全措置や新たな環境保全措置を検討し、速やかに改善を実施すること。これは、中間報告書や評価書にも事業者が実施する旨の記載がありますが、既にごみ処理施設は稼働しておりますし、また、最終処分場もこれから供用開始になりますが、汚染物質が流出した場合、大変な影響があるという事を鑑みまして、知事意見としても、再度、念を押すという形で述べさせてもらっています。

3番目に事後調査結果等の積極的な公表についてです。引き続き、補正後の評価書に記載した事後調査を確実に実施するとともに、結果については、追加調査をした場合も含めて、地域住民及び関係市町村に対し積極的に情報提供することとしました。これは、周辺住民等の心配もありますので、積極的に調査結果を公表するということを促進しています。

次に個別事項でございますが、(1)は騒音及び低周波音についてです。周辺地域の音環境については、良好な状況であることから、より一層、騒音や低周波音防止に努めること。前回の審議会の中でもありましたが、住居地域、特に上寺尾地区は日中でも静かなため、規制基準等にこだわらず、当地区の環境、騒音、低周波音を維持させることが必要であるという意見があったため、このように記載させていただきました。

(2)の景観に関する検討内容について、でございます。本中間報告書では、ごみ処理

施設の外壁色彩の決定に係る検討経緯が明確でないため、他色と比較検討した経緯及び決定した外壁色彩に係る環境配慮の効果についてわかりやすく記載した報告書を、別途、県に提出し、ホームページ等でも公表する等広く県民に周知すること。これは、前回からの議論があるとおりに、ごみ処理施設の外壁の決定経緯については、十分な説明が得られていないということもあり、石井委員からも明るいという意見も出ておりますので、環境に配慮した色であるのかということも含めて検討して、報告書にまとめて提出してもらおうという形にいたしました。

(3) ビオトープ設置について、でございます。アでは、今後、ビオトープを設置するにあたっては、対象とする動植物の種類、内容、目標等を計画段階で十分に検討すること。イ、ビオトープの計画・設計にあたっては、蟹沢川の生物生産が向上するような内容とすること。ウ、ビオトープの維持管理計画についても、早い段階で検討し、適正な維持管理ができる内容とすること。エ、計画・設計・施工・維持管理計画の検討にあたっては、専門家の助言を受けること。オ、完了報告書には、これらの検討経緯についてわかりやすく記載すること、でございます。先程の事業者からの御説明もありましたが、イメージ的にはかなりできていると思えますが、何を目的とするのかで、ビオトープの設計がだいぶ変わってくると思われまますので、検討段階で十分検討して、どんなビオトープをつくるのか目標をもって設置してもらいたいと思えます。また、改修後の蟹沢川についての多自然型護岸ということに否定的で、付け替え前の生物相が復元される可能性は少ない見解でございます。蟹沢川を改修することは現実的でないため、上流、下流に設置するビオトープを活かして蟹沢川を環境を復元していくことが必要であるということで、蟹沢川は事業者だけの問題ではなく、河川管理者との問題もありますので、どうしてこのような蟹沢川になったのか、決定の経緯については、全般事項の(1)でも述べているとおり、この中で記載していただきたいと考えています。

次に3ページ目の(4)でございますが、マツバランの移植について、でございます。マツバランの移植結果については、長期的な視点から総合的に判断すること。前回の審議会での御意見で、マツバランの成長については、地下の環境により左右されるため、数年後に地上に出てくるケースもある。そのため、移植後の活着の判断については、長いスパンで調査することが必要ではないかと考えております。

最後の(5)のタヌキマメの移植につきましては、タヌキマメの移植・播種については、元の生息地の状況(土壌環境、地下環境、日照状況、気象状況等)を十分検証する中で、適正な移植地を決定すること。先程、小林委員の御説明もありましたとおり、タヌキマメの発見については、土を返されたことにより、土の中に埋もれていた種子が発芽し、発見できたと思われまます。単に移植又は播種しても生育する可能性は少ないと思われるため、移植又は播種については、生息していた状況を十分検証して適正な移植地を決定する必要があるのではないかとということで、述べさせていただきました。以上が知事骨子でございますので、御審議についてよろしく申し上げます。

(議長(坂本会長))

今日の目的は、資料5の表現を、審議会の最終案にすることが目的です。今の御説明の趣旨のところは、知事意見の文書としては伝えられませんが、事業者の方も傍聴されてい

ますので、ある程度通じると、理解いただけるとは思っています。項目のところは、これではまだ誤解の余地があるような御意見、それから項目として他にもあるのではないかと、全般事項について、他に個別事項で、この案で示された表現、それから内容等について御意見を願います。いかがでしょうか。

(早見委員)

1つ、先に1ページのところですが、1ページの(1)環境保全措置等の決定経緯について、複数案が示されていて、決定経緯が明確に記載されていないとあるのですが、具体的な事項を多少入れたい。具体的な事項を入れないと、求める事項が出てこない可能性があるなと思って、趣旨にあるようなことを具体的に示したらまずいでしょうか。そうすると限定的になってしまうのでしょうか。

(事務局(石井副主幹))

そうですね。ある程度は今回の審議会のなかでも出てきていますので、わかるかと思うのですが、詳細なものについては、具体的なものをいれると限定されるということになりますので、事業者にはある程度判断していただいて、そこで考えたなかで入れてもらったほうがよいかということ、こういう表現になりました。

(議長(坂本会長))

そのような判断だそうです。事業者の方は、だいたい趣旨のところは書かなくてもわかりますか。また、わからなかったら、個別に聞いてください。文書としては趣旨のところが消えて出てきます。他に。

(早見委員)

2ページのビオトープのところですが、さっきの経緯でいくと、ビオトープは人が学習、見学するようなことは考えていないことで、地域のもとにあった環境の代償、復元を図るようなことでもいいのかなと思うのです。そうすると、ここにある目標、動植物の種類を決めてしまい、できあがってしまうと、趣旨がそぐわない結果になる。できあがったものが、水辺環境の特性を生かした多様性の高いものと、とらえないと。希少種だけ生き残ればよいというかたちでとらえてしまってもまずいので、できあがるものは、新種の植物や動物も含めた生態系が維持されていくかたちを表現したほうがよいわけで、案のところなんかは、もちろん生物の種類について検討するのですが、付け加えて、水辺環境の特性を生かした多様性の高いものを目指すことを入れたらいいかなと思います。

(議長(坂本会長))

そうですね。動植物の種類、内容、目標と書いてありますが、その手前に、趣旨とか考え方とかを書く、代償とかを入れて書くのもいいかもしれませんし。

(事務局(石井副主幹))

前に、入れたほうがいいのかということですか。

(議長(坂本会長))

ビオトープを設置するにあたっては、そのビオトープの目的みたいなことを一言言っておくことです。

(早見委員)

出来上がったビオトープの水環境の特性を生かした多様性の高いものをつくるために、動植物については、どのようにつなげていくかということです。

(議長(坂本会長))

ビオトープという言葉、大変誤解されるようですが、はっきりどういう目的というものを書いてくださいということを個別事項の中にいれてくださいということです。

(早見委員)

ビオトープのところで、この文面でいくと、やはりビオトープをつくる工事という感覚で恐らくやるのでしょう。もしかすると、小型の重機をいれて掘削していくという形になるのだと思うのですが、現状を見たら、川の関係でいくと、場所によって人が入ったり、そこに重機をいれて工事をすることは、そこにダメージを与えて、なかの地下の水脈も変わってしまうことがあるので、そういうことを配慮した工事方法を考えていくことが必要かなと思いますので、現環境にダメージを与えない工法をどこかに含めてもらいたい。

(議長(坂本会長))

イで計画・設計があって、もうウでは作った後の維持管理があるのだけれども、施工のところについてもう少し強調して書いたほうが。イとウのあいだのところに入るかもしれませんが。他に御意見いかがでしょうか。私がちょっと気になったのは、マツバランの移植結果については、長期的な視点から総合的に判断することという書き方ですが、この程度で大丈夫ですか。趣旨が伝わらないような気もするのですが。長期的な視点から総合的に判断、いかにも抽象的な印象を受けるので、もう少ししっかり書いたほうがよいのか。この程度しか書けないのでこのような表現になった。

(小林委員)

何とも言えないです。難しいですね。もうちょっと書き方があるかと思います。

(議長(坂本会長))

タヌキマメは、いろいろ書いてありますけど。

(小林委員)

あれは、本来は常緑なのです。でも、あそこにあるのは、全部枯れちゃうのです。枯れたのが出てきていますかね。私も最近は見に行っていない。ぼつぼつ動き始めている時期

だと思うのですが。そういうなかで管理していくことは、難しい状況がある。何とも言えません。

今、私がずうっと考えているのは、タヌキマメは一年草なのですね。移植もいいのですが、そのあと播種していくことも必要かなと思うので、それをどういうふうに書いていいのかなと実は悩んでいます。移植したらだめかもしれないし、一年たつと、それは枯れますので。花が遅いのです。花の時期が遅いために、種子ができる時期も遅いのです。その時期に種子がまかれて、きちんとその環境にあったところに、次に生えてくるかということころは、非常に難しいから。培養していて、何年間か播種していくというふうなことも必要じゃないかなという気がするのです。そうして何年か定着していけば、自然に蒔かれた種で、自分の環境のあったところに生えてくる。そういうふうなことも必要かなという気もしています。移植だけでなく、一年草なので、多年草であれば、移植して見守っていくことで、経過がわかるのですが、一年草なので、最悪少し何年間か経過を見ていくことが必要ではないか。

(事務局(石井副主幹))

播種もいろんなところにする必要があるということでしょうか。

(小林委員)

播種することで、適地が、専用の適地がわかってくることもあると思うのです。

(事務局(石井副主幹))

1回ぐらいというわけでなく、1箇所だけでなくということですか。

(小林委員)

というふうに感じています。

(議長(坂本会長))

きっちりと書けるかと思ったのですが、そのようなニュアンスのことを、原案として作っていただいて、また、見ていただくということはどうでしょうか。

(事務局(石井副主幹))

検討してみます。

(工藤委員)

蟹沢川のことについて、あまり知事意見に記載されていないのですけれども、佐藤委員が番でおっしゃっているような内容を知事意見の中に盛り込むということはできないものでしょうか。

(議長(坂本会長))

少なくとも、この場ではできますよね。庁内調整で消えるかもしれないけど。

(事務局(石井副主幹))

色々、我々も考えていたのですが、実際、治水課という河川の担当と話をする中で、やはり、先程、事業者の話にもありましたが、直接的に蟹沢川のことについて改修しろとか、そういうことは知事意見では難しいのではないかと。事業者が言うとおり、ビオトープをつくるということですので、そっちの方に重点を置いて代償措置という形で実施してもらうことが必要かとおもいました。

しかしながら、何でこのような河川になったのかというようなことについては、しっかりとした経緯・説明をしてもらうということで、今回、この報告書について書いてもらうようにしたらどうかというような案でございます。

(議長(坂本会長))

ということは、その全般事項の1の中に含めているようなイメージですか。

(事務局(石井副主幹))

そうですね。そこで書いてもらおうかと思っております。

(工藤委員)

この審議会としても、今回のことは非常に痛いことだと思うのですよね。ですから、今後こういった結果にならないように、やはり経緯でありますとか、なぜこうなってしまったかっていうことはきちり書いて、教訓としていかなければいけないというふうに思います。

(事務局(石井副主幹))

今までの他の手続きなんかを見ますと、次の手続き、今回で言いますと、完了報告書に書くような記載が結構あったのですが、今回ですと、完了報告書がまだ何年先になるかわかりませんので、先ほどの色の部分も含めて、完了報告書を待たずに、もっと早く、任意ではありますが、報告書として出させて、公表してもらうというような形を取ったらどうかと思っております。

(議長(坂本会長))

先ほど、例示はしない方向だということなのですが、あまり何も書いていないと、外の人が見たら、この委員会は何をやっているのという感じにも取られかねないので、例示を入れた方が良いのかな。ビオトープ、ガス化溶融炉、色、それから川。

(事務局(石井副主幹))

わかりました。

(議長(坂本会長))

この委員会としては、そのような意見にしましょう。

(福原委員)

1ついいでしょうか。先ほど事業者の方でビオトープ、その他に関してのことも踏まえてだと思っておりますけれども、平成35年までモニタリングみたいなことをやっていくみたいなことをおっしゃっておられましたけれども、それは何かスケジュール的には最低限これくらいのところを、こういうところをきちっとやっていこうと。それで得られた結果的なものはどういう風に反映されるのかというのは何かプランニングはもう決まっているのですか。

(事業者(エイト日本技術開発 大谷氏))

お答えしてよろしいでしょうか。

(議長(坂本会長))

はい、どうぞ。

(事業者(エイト日本技術開発 大谷氏))

当初、補正評価書の時点では、施工完了後5年程度経過した時に調査を行い、完了報告を行うというふうに計画をしておりました。それでですね、その当時は施工完了年が定かではなかったのですけれども、現在は平成30年度の施工完了ということになりますので、その後、植栽植物等が安定するであろう5年後を目途に調査をするという計画でございます。それに併せまして、施設の稼働騒音でありますとか、あるいは植物・動物の生息状況といったものを調査する計画としております。

(福原委員)

具体的なことで言うと、ほとんどのウエイトが付け替え河川になって、それは環境の視点から見ると、非常に大きな問題ですね。5年後にうんぬんということではなくて、途中で何かあった時には、それに対して迅速に対応していくのでしょうか。

(議長(坂本会長))

途中で何かあったらというのは、例として、具体的に何かありますか。

(福原委員)

例えば、先ほど言っていたようなことは、あくまで想定しているけれども、想定外のような、我々に説明をして、我々が想像しているようなことと違った現象が生じた場合には、それが、何が原因でそうなったか。それについては、じゃあこうやって修正して、本来こうあるべき方向に戻そうとか、そういうようなことを本来やっていかなければいけないのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

(議長(坂本会長))

具体的に何が問題なのかわからないのですが、一応そういうシステムなり、なんなりを

仕組みとして作っておくことができるかどうかということです。

(古屋大気水質保全課長)

よろしいでしょうか。これについては、一応、今おっしゃっているようなことは、先ほど言った全般事項で言えば、(2)の「著しい環境影響が生じた際」というところで、当然目に見えないところはなかなか、調査をしっかりとしないとわからないのですけれども、そうではなくて、本当に、例えば川が先ほどの先生のお話があったようなとんでもないような雨が降った時に色々影響が出たと。そういうことであれば、その時点で生じる、あるいは生じるおそれがある場合にはそういう調査をしてくださいますというものを含めて、ここに全般事項としての意見として出させていただいている。そのようなつもりなのですけれども。

(福原委員)

わかりました。そのへんしっかりしておきたい。なぜ、こういう質問をしたかという、これだけではなくて、ちょっと耳の痛い話になるのかもわかりませんが、行政が何かプランニングする時、新規だとかの時の最初の計画で、それに対する予算を付けて、それを実行して、結果を出すと。ところが、そのような事業が完成した後に、必ずコストを含めた、途中での費用(メンテナンス、ランニング)だとか、いろいろ掛かるが、ほとんどそういう予算が付いていないとかですね、そういうようなことで、段々、段々、そのいろいろな現象のものが済し崩し的にだめになっていっている例を過去に結構見ているものですから、そういうことがないように、やっていってほしいという希望があるわけです。

(議長(坂本会長))

事業者はお金が入ってくるわけだから、そのお金をそのようなことにも使っていくのでしょうから、そうなるよう希望しているということですね。

(福原委員)

はい。

(議長(坂本会長))

他には。

よろしければ、意見交換会を終了したいと思います。先程、説明がありましたように、この案件については、最後の審議になります。手直ししたものを委員の方に確認してもらいます。この知事意見骨子については、大枠、御了解いただけたということにさせていただきます。

大枠というのは、今ありました御意見について事務局で修正するということと、本日、欠席された委員や、参加された委員の方についても御意見が出てくるかもしれませんが、期限を切らせていただいて、5月29日までに、そんな日数ありませんが、追加意見を提出していただけたらと思います。この案件につきましては、当審議会が関与できるの

は、ここまででございますので、忘れずに御意見等を御連絡ください。

議題1につきましては、終了させていただきます。

議題2その他がございますが、何かございますか。

(事務局(石井副主幹))

特にございませんが、今後、修正点等がありましたら、逐次、情報提供させていただきますので、よろしく願いいたします。

(議長(坂本会長))

それでは、私の司会はここまでとさせていただきます。

(進行 曾根課長補佐)

坂本会長どうもありがとうございました。

最後に、古屋大気水質保全課長から一言あいさつがございます。

(古屋大気水質保全課長)

本日は、どうもありがとうございました。これからも出る予定のリニアの工事に係る年次報告などがありますが、これまでも、委員の方にはその内容について御意見をいただくために送付させていただいております。本日の事案につきましても、事業者から相談があった際には、なかなか、会を開催することは、皆さんがお忙しい中で、難しい面もございますので、メール等をお願いすることもございます。大変、お忙しい中、申し訳ありませんが、今後とも、御協力をお願いいたします。

(進行 曾根課長補佐)

これをもちまして、本日の、環境影響評価等技術審議会を終了させていただきます。長時間の御審議ありがとうございました。